

【補足資料】令和8年度特別児童扶養手当の手当額について

令和8年1月23日付けで2025年全国消費者物価指数が公表されました。

これにより、特別児童扶養手当については、2025年の物価変動率に基づき、以下の通りとなります。

	令和7年度 (令和8年3月分までの手当額)	令和8年度 (令和8年4月分からの手当額)
1級に認定された場合 (1人につき月額)	56,800円	58,450円
2級に認定された場合 (1人につき月額)	37,830円	38,930円

※手当額は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法第5条の2の規定により改定されています。

担当課 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
茅ヶ崎市こども育成部こども政策課 手当給付担当
電話 0467-81-7169